

## 地方独立行政法人宮城県立こども病院定款

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 役員及び職員（第七条—第十二条）
- 第三章 理事会（第十三条—第十六条）
- 第四章 業務の範囲及びその執行（第十七条—第十九条）
- 第五章 資本金等（第二十条・第二十一条）
- 第六章 雑則（第二十二条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この地方独立行政法人は、高度な専門知識と技術に基づく医療の提供を行うことにより、県内における医療・療育水準の向上を図り、もって県民の健康・福祉の確保及び増進に寄与することを目的とする。

##### （名称）

第二条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）と称する。

##### （設立団体）

第三条 法人の設立団体は、宮城県とする。

##### （事務所の所在地）

第四条 法人は、事務所を宮城県仙台市に置く。

##### （法人の種別）

第五条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

##### （公告の方法）

第六条 法人の公告は、宮城県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により宮城県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

#### 第二章 役員及び職員

##### （役員）

第七条 法人に、役員として、理事長一人、副理事長二人以内、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

##### （役員の職務及び権限）

第八条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は宮城県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

##### （役員の任命）

第九条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

##### （役員の任期）

第十条 理事長、副理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

##### （役員の兼任の禁止）

第十一条 理事長、副理事長、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

##### （職員の任命）

第十二条 職員は、理事長が任命する。

### 第三章 理事会

#### (設置及び組織)

第十三条 法人に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

#### (招集)

第十四条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

#### (議事)

第十五条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、副理事長及び理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (議決事項)

第十六条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款の変更に関する事項

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

三 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項

七 その他法人の運営に関し理事長が重要と認める事項

### 第四章 業務の範囲及びその執行

#### (病院の設置)

第十七条 法人が設置する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
宮城県立こども病院	仙台市

#### (業務の範囲)

第十八条 法人は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医療を提供すること。

二 医療に関する調査及び研究を行うこと。

三 医療に関する技術者の研修を行うこと。

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する障害児入所施設を運営すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (業務方法書)

第十九条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

### 第五章 資本金等

#### (資本金等)

第二十条 法人の資本金は、法第六十七条第一項の規定により宮城県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

ただし、宮城県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として宮城県が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第四十二条の二第一項又は第二項の規定により宮城県からの出資に係る不要財産を宮城県に納付した場合は、法人は同条第四項の規定により資本金を減少するものとする。

2 宮城県からの出資に係る財産については別表に掲げるものとする。

#### (解散に伴う残余財産の帰属)

第二十一条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、宮城県に帰属する。

## 第六章 雑則

(規程への委任)

第二十二條 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

一 この定款は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、変更後の第七条については、主務大臣が認可した日から施行する。

二 この定款の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に任命される地方独立行政法人宮城県立こども病院理事の任期は、改正後の地方独立行政法人宮城県立こども病院定款第十条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この定款は、主務大臣が認可した日から施行する。

附 則

この定款は、平成二十九年一月一日から施行する。

別表（第二十条関係）

一 土地

所 在 地	面 積 (㎡)
仙台市青葉区落合二丁目501番56	1,450.00
同市 青葉区落合四丁目1番12	3,585.32
同市 青葉区落合四丁目101番12	33,044.00
同市 青葉区落合四丁目101番58	4,936.00
同市 青葉区落合四丁目101番59	1,233.00
同市 青葉区落合四丁目101番66	498.11
同市 青葉区落合四丁目201番86	3,107.97

二 建物

施 設 名	所 在 地	延べ床面積 (㎡)
病院本館	仙台市青葉区落合四丁目3番17号	17,394.64
エネルギー・医療サービス棟	同	812.01
RI・ <small>ちゅうかい</small> 厨 芥処理施設棟	同	65.50
ボランティアハウス	同	340.30